



鳥取県公報

平成12年4月14日(金)
第7171号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良法による換地計画の決定（耕地課）……………	1
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定（水産課）……………	1
	県道の路線の認定（道路課）……………	2
	県道の供用の開始（ 〃 ）……………	2

告 示

鳥取県告示第256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る小波地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおりに縦覧に供する。

平成12年4月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成12年4月17日から21日間
- 3 縦覧に供する場所
淀江町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第257号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第6項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条の2第3項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第6項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成12年4月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

加入区	漁業の区分
網代加入区	小型いかつり漁業及び小型定置漁業

鳥取県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年 4月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
228	赤碓中山インター線	西伯郡中山町田中	東伯郡赤崎町大字梅田	

鳥取県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年 4月14日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年 4月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
奥谷正蓮寺線	鳥取市桜谷字平田248-1地先から同市桜谷字大路前275地先まで	平成12年 4月15日
	鳥取市杉崎字勘保江259-1地先から同市杉崎字勘保江252地先まで	〃